

教職員、学生の皆様

大阪体育大学新型コロナウイルス対策本部

首都圏1都3県の緊急事態宣言解除に伴う本学行動指針の変更について

政府は首都圏1都3県の緊急事態宣言を3月21日に解除しました。これを受け、本学が2月28日から実施していた行動指針を以下の通り改めます。

【授業】

- ・集中講義等で対面授業を実施する場合は、現状通りマスク着用を徹底してください。

【学生の入構】

- ・入構可

【クラブ活動】

- ・学内外を問わず学外者との合同練習、練習試合は許可制
- ・3密を回避した練習の工夫（少人数、グループ練習）
- ・可能な限りマスクを着用した練習
- ・体調管理の徹底
- ・体調不良者、および家族、アルバイト先での感染者、濃厚接触者がいる場合のクラブ参加禁止
- ・練習場面以外での管理の徹底（ミーティング、移動時のマスクの着用、部員同士の会食の禁止など）  
※感染予防の観点から参加を希望しない学生には強要しない

【行事・イベント】

- ・許可制

【研究活動】

- ・実施可  
学外からの入構者及び学外での活動については届出制

【学外者の入構】

- ・届出制

【会議等】

- ・対面会議を認める

【出張】

- ・通常通り

但し、緊急事態宣言等が発出されている都道府県や市への上出張は原則禁止とする（どうしても出張しなければならない場合は許可制とする）

【附置施設等の利用】

- ・現状通り